

使用済小型家電の回収について

1 目的

民間企業と連携して平成24年度から市内2か所の家電量販店に回収ボックスを設置し、家庭から出る使用済小型家電の回収を実施しています。

その後、平成25年4月に廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保などを目的とする「小型家電リサイクル法」が施行されたところです。

この度、回収拠点を増やすことで市民の排出利便性の向上を図りながら「小型家電リサイクル法」に基づく回収を始めることで資源の有効な利用などを図るものです。

2 回収方法等

(1) 回収方法

公共施設4か所（予定）にボックスを設置して回収。

(2) 回収対象品目

家庭で不用となった小型家電のうち、回収ボックスの投入口（縦45cm×横45cm）に入る大きさのもので、小型家電リサイクル法施行令で定める品目の内、以下の品目以外のすべて。

・回収できないもの

○投入口に入らないもの。

○メモリーカード、CD、DVDなどの記録媒体やバッテリー、電池類。

○家電リサイクル法の対象機器（テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機）、ワープロ、パソコン用モニター、スピーカー、除湿機、こたつ、電気カーペット、電気毛布、蛍光管、電球。

3 開始時期

平成26年8月頃を予定

4 回収ボックス設置予定施設

- ①市役所本庁舎（高砂町6）
- ②市役所大麻出張所（大麻中町26-4）
- ③水道庁舎（萩ヶ岡1-4）
- ④豊幌地区センター（豊幌686-10）

5 設置機材

○使用済小型家電回収ボックス：

縦×横×高さ：60cm×60cm×120cm程度

投入口：45cm×45cm



政令指定品目 ①

	対象品目	具体的に該当する品目の例 (政令には具体的な品目名は記載しない)
1	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	電話機、ファクシミリ、変復調装置(モデム)、ルーター・スイッチ
2	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	携帯電話端末(公衆用PHS端末、スマートフォンを含む)
3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第2号に掲げるテレビジョン受信機を除く)	カーナビゲーションシステム、ETC車載ユニット、VICSユニット ラジオ
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・バイ・ディーレコーダーその他の映像用機械器具	デジタルカメラ、ビデオテープレコーダ/プレーヤ、DVDレコーダ/プレーヤ、BDレコーダ/プレーヤ、BS/CSアンテナ、カーカラーテレビ
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	テープレコーダ、CDプレーヤ、MDレコーダ/プレーヤ、デジタルオーディオプレーヤ、ICレコーダ、補聴器、カーラジオ
6	パーソナルコンピュータ	パーソナルコンピュータ ノートブック型/スレート型、パーソナルコンピュータ デスクトップ型(タワー型及びび一体型を含む)、パーソナルコンピュータ タブレット型
7	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	補助記憶装置(ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード)、ゲームソフト
8	プリンターその他の印刷装置	プリンター、フォトプリンター、モニター(パーソナルコンピュータ用)、キーボードユニット
9	ディスプレイその他の表示装置	モニター(パーソナルコンピュータ用)、プロジェクター
10	電子書籍端末	電子書籍端末
11	電動ミシン	電気ミシン
12	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	電気グラインダ、電気ドリル、電気ポリシャ、電気サンダ
13	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	ワードプロセッサ(モニターを含む)、電卓、電子辞書

政令指定品目 ②

	対象品目	具体的に該当する品目の例 (政令には具体的な品目名は記載しない)
14	ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	電子式ヘルスマーター(体組成計・体脂肪計)、電子式ベビースケール、電気式温湿度計、デジタル歩数計
15	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	治療浴用機器及び装置、家庭用電気・光線治療器、家庭用磁気・熱療法治療器、家庭用吸入器、家庭用医療用物質生成器
16	フィルムカメラ	フィルムカメラ
17	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第3号に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く)	電子ジャー、食器洗い乾燥機(卓上型)、トースター、ホットプレート、ミキサー、ジューサー、フードプロセッサ、電気製めん機、電気もちつき機、コーヒーひき機
18	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第1号に掲げるユニット型エアコンディショナーを除く)	扇風機、サーキュレーター、送風機
19	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く)	電気アイロン、裁縫用電気こて、電気掃除機、ハンドクリーナー、床みがき機
20	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	電気こたつ、電気ストーブ、電気毛布
21	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	ヘアードライヤー、電気かみそり、電気脱毛器、電気ハサミ、電動歯ブラシ、家庭用噴霧機、風呂水用電気ポンプ、電気アクアリウム用品
22	電気マッサージ器	電気マッサージ器
23	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	ランニングマシン
24	電気芝刈り機その他の園芸用電気機械器具	電気芝刈り機
25	蛍光灯器具その他の電気照明器具	照明器具、携帯用電気ランプ(懐中電灯を含む)
26	電子時計及び電気時計	電子時計及び電気時計
27	電子楽器及び電気楽器	電子キーボード、電気ギター、電子ギター
28	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム(ミニ電子ゲーム)

市による古布・全衣類の回収について

1 目的

家庭で不要となった衣料品は、フリーマーケットやリサイクルショップ、自治会等の集団資源回収により一部は再利用・再資源化されておりますが、そのほとんどは再利用・再資源化されることなく、ごみとして処理されている状況です。

このため市では、ごみ減量化に向けた繊維製品の再利用・再資源化を推進していくことを目的に、自治会等による集団資源回収やフリーマーケット等と並行する形で、古布・全衣類の拠点ボックス回収を実施する予定です。

2 回収方法等

(1) 回収方法

公共施設4か所（予定）にボックスを設置して回収。

(2) 回収対象品目

素材に関わらず衣類、衣料品全般、古布、毛布

Tシャツ、Yシャツ、ブラウス、ベビー服、ポロシャツ、バスタオル、タオルケット、フェイスタオル、バスローブ、シーツ、布団カバー、枕カバー、パジャマ、寝巻、スーツ、ジャージ、セーター、フリース、コート、ジャンパー、皮製品、ハンカチ、スキーウェア、Gパン、Gジャンなど

※布団、枕、座布団、絨毯、玄関マット、便座カバー、ぬいぐるみ、洗濯していないもの、濡れているもの、汚れのひどいもの、カビやペットなどの臭いのあるもの、ハギレは回収対象外とする。

3 開始時期

平成26年5月中旬を予定

4 回収ボックス設置予定施設

- ①市役所本庁舎（高砂町6）
- ②市役所大麻出張所（大麻中町26-4）
- ③水道庁舎（萩ヶ岡1-4）
- ④豊幌地区センター（豊幌686-10）

5 設置機材

古布回収ボックス

（縦×横×高さ：40cm×40cm×80cm程度）



平成26年度当初予算(案)パブリックコメント 事業説明書

政策	01	自然・環境
取組の基本方針	02	循環型社会の形成

事業名	分別・資源化等啓発事業
担当課	生活環境部環境室減量推進課リサイクル係

目的と事業概要	ごみと資源物の排出ルール、及び減量化・資源化の必要性について理解してもらい、市民の減量化・資源化の意識を高め、分別の徹底と適正な排出を図ることを目的に、イベント出展、市民講習会開催、啓発用広報物の作成・配布を行う。
前年度までの実施内容と効果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各種イベントでの分別回収等PR(環境広場、消費者フェア等) 2. 市民講習会(出前講座)の開催 3. 「分別の手引き」及び「収集日カレンダー」並びにその他広報物の作成及び全世帯への配布(「分別の手引き」及び「収集日カレンダー」に有料広告を掲載して経費を節減) 4. 家電量販店(市内2か所)で使用済小型家電の拠点回収(平成24年度開始)
H26年度の実施内容	<p>【意見募集にあたっての論点】 上記の取組みに加え、以下の取組みを実施することについて</p> <p>古布・衣類、使用済小型家電の公共施設での拠点回収を実施 ・古布・衣類の公共施設での拠点回収を新たに実施する。 ・使用済小型家電の回収拠点を拡大し、新たに公共施設で拠点回収を行う。</p> <p>< 拠点回収実施予定施設(4か所) > 市役所本庁舎、市役所大麻出張所、水道庁舎、豊幌地区センター 新たに回収を行う予定施設の選定にあたっては、地区及び民間事業者による回収拠点の有無を考慮した。</p> <p>< 古布・衣類、使用済小型家電の回収見込量 > 古布・衣類 20.0t/年、使用済小型家電 32.3t/年</p>

(単位:万円)

予算状況		H24決算	H25予算	H26要求	前年比	査定案	増減
【積算内訳】							
	講師謝礼・イベント参加者景品	5.4	5.4	5.4		5.4	
	収集日カレンダー、啓発広報物作成	128.9	267.1	183.6	83.5	166.5	17.1
	広報物全戸配布等経費	100.0	105.8	117.7	11.9	115.2	2.5
	小型家電及び古布回収ボックス購入費			32.4	32.4	24.0	8.4
計		234.3	378.3	339.1	39.2	311.1	28.0
財源内訳	国・道支出金						
	市債						
	その他	25.2	51.0	47.6	3.4	47.6	
	一般財源	209.1	327.3	291.5	35.8	263.5	28.0
主な増減理由(前年比)		・「分別の手引き」の作成費用の減。(隔年発行:平成25年度発行、次回平成27年度予定) ・小型家電及び古布回収ボックス購入費用の増。					
査定内容		収集日カレンダー、啓発広報物作成費の精査による減					

平成26年度当初予算（案）パブリックコメント意見一覧表（抜粋）

結果欄：A=新たに取り組む、または既に取り組んでいるもの
 B=一部について新たに取り組む、または既に取り組んでいるもの
 C=今後の検討課題とするもの
 D=実現が難しいもの等

事業名	所管課	ご意見	要求額	査定(案)	市の考え方	結果
分別・資源化等啓発事業	減量推進課	古布、衣類、使用済小型家電の公共施設での拠点回収の新規実施と回収拠点の拡大は市民が取り組むゴミの減量と資源リサイクルに効果が期待できる。なお、車がなくても歩いて持ち込めるよう、管理人のいる地区センター、自治会館などへの拠点の拡大が望ましい。身近に弱者に配慮した拠点ができるとして参加する市民の底辺が広がるので拡大を検討してほしい。	339.1万円	311.1万円	<p>当市では、ごみの発生抑制、再利用及び再生利用の促進によるごみの減量化に向けた具体的な取り組みの一つとして、平成26年度より公共施設での古布・衣類及び使用済小型家電の拠点回収を実施します。</p> <p>特に、古布・衣類の拠点回収については、当市で初めての試みであり、当初は地区ごとに設定した拠点で回収を実施しますが、今後については事業開始後の回収量を見極めつつ、拠点の拡大を検討していきます。</p> <p>また、リフューズ、リデュース、リユースの市民意識の高揚に向けた取り組みについては、ごみの減量化や循環型社会の実現に向けて極めて重要と考えていますので、市の清掃部門広報誌「ごみコミえべつ」を通して啓発に努めていきます。</p>	A
		<p>・回収する拠点が拡充されることは、さらなる総ごみ量の減量や資源化、燃やすごみ減につながり、大変良いことと思います。適正な資源化を徹底していくためには、市民にとって出しやすい環境を整備していくことが重要と考えますので、更なる拠点増をめざし、取り組んでいかれることを期待します。</p> <p>・資源化を推進していく一方で、容器包装（ペット、缶、ビン、発泡スチロールなど）について、分別・回収の仕組みに私たちの多額の税金が投入されていることは、意外に知られていないと感じています。リデュース、リフューズ、リユースの意識が高まることから、ごみ減量にもつながることから、このような企画・機会を市民に向けて積極的に取り組んでください。</p>				A